

出荷制限指示後の管理の考え方

ウグイの出荷管理については、岩手県内水面漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ウグイについて出荷制限が指示された県内の大川（支流を含む。）及び県内の北上川のうち四十四田ダムより下流（支流を含む。ただし、外山ダムの上流、綱取ダムの上流、御所ダムの上流、早池峰ダムの上流、田瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流、石羽根ダムの上流、入畑ダムの上流、石淵ダムの上流を除く。）においては、①所属組合員にウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券を購入する遊漁者に対しウグイの採捕をしないよう、また既に遊漁券を購入した遊漁者に対しても同様に周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でウグイを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県内で採捕されたウグイについては市場流通の実態はないが、万全を期すため、県は、ホームページ等により、出荷制限が指示されているウグイを流通させないように関係者に周知を図る。

3 その他

県内のウグイの生息河川において、検査を実施していない河川については、早急にこれらの検査を実施し、実態を把握するものとする。